

## 目次

文化としての富士山.....	1
法文化学会第15回研究大会・総会を終えて.....	2
法文化学会第16回研究大会について.....	3
叢書『法文化 ― 歴史・比較・情報』.....	3
叢書第11巻の刊行について.....	3
叢書第12巻の編集について.....	3
叢書第13巻の発刊について.....	3
叢書第14巻の企画募集について.....	3
法文化叢書第13巻『貨幣と通貨の法文化(仮)』原稿募集のご案内.....	4
事務局からのお知らせ.....	5
新任理事あいさつ.....	5
2011年度会計報告.....	5
年会費納入のお願い.....	5
入会の申込について.....	6

## 文化としての富士山

法文化学会理事長 王雲海（一橋大学）

5月の連休に、知人に誘われて、両家族あわせて8人で富士山めぐりをした。

河口湖から入り、山中湖で散策、箱根の仙石で一晩宿泊して、翌日に白糸滝、本栖湖、精進湖、西湖を回って、河口湖へ戻って、富士山を丸一周眺めた。両日とも運がよくて晴々の天気恵まれて、富士山もいろいろな美しい姿を見せてくれて湖のどれも神秘できれいであった。ちょうど富士山が世界遺産として登録されるというニュー

スの後で、わが8人の旅行団の話題も富士山の世界遺産登録であったが、しかし、途中で議論が4人の大人と4人の子供の間で分かれた。

こんなに美しい富士山であるから、当然世界自然遺産として登録される、というのが大人たちの出張であったのに対して、子供たちは、違うよ、富士山が自然としての美しさよりも文化としての意義を認められるから、世界文化遺産として登録されるよ、と言い続けた。議論しながら白糸滝の

近くのあるうどん屋で昼食をいただくことにした。そこでわれわれの議論を聞いたウェーターのおばあさんは笑いながら言った。

「子供たちが正解だよ、世界文化遺産として登録されるよ」と。そして、富士山は麓の人々の生活にいかんして影響しているのか、人々の日常生活の中で富士山の影がどのように刻まれているのかをやさしくて丁寧に説明してくれた。夕方ごろになって、解散する前の行事として皆で河口湖のあるコーヒー屋でコーヒーを飲んでいるところ、隣のテーブルには北欧から来た青年カップルが座っていたので、話かけて、なぜ遥々の北欧から富士山まで来たのかを聞いたら、「日本は富士山、富士山は日本だよ」と。

## 法文化学会第15回研究大会・総会を終えて

法文化学会第15回研究大会は、「災害と法」を統一テーマとし、2012年11月3日(土)、4日(日)の両日に渡り、岩手大学・北桐ホールにて開催されました。

一日目は、小柳春一郎会員による趣旨説明が行われたあと、早速テーマ報告として宮本ともみ氏(岩手大学)による第一報告「東日本大震災が投げかけた家族法制度への視点」と松園潤一朗会員による第二報告「前近代日本における災害と法・政治―「徳政」の理念をめぐる―」がなされ、休憩を挟んで、予定を変更し小柳春一郎会員により「原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)の成立史」が第三報告として行われました。その後、総会にて投票が実施され、4名の理事が新たに選出されて、一日目の日程は終了しました。

二日目は、まず、自由論題として浦上清会員による「アウトソーシングとCSR―中国におけるアップルのサプライチェーンと企業倫理―」が報告された後に、再びテーマ報告に戻り、高崎理子会員による「国際法の文化的側面―プレア・ビシア寺院事件判決を例として―」がこの日の第二報告として、飯考行氏(弘前大学)による「災害後の実務法律家の役割―東日本大震災とアメリカの近時の災害を比較して」が第三報告としてなされ、最後に森明香会員により「川の傍で生きるた

めるのかをやさしくて丁寧に説明してくれた。夕方ごろになって、解散する前の行事として皆で河口湖のあるコーヒー屋でコーヒーを飲んでいるところ、隣のテーブルには北欧から来た青年カップルが座っていたので、話かけて、なぜ遥々の北欧から富士山まで来たのかを聞いたら、「日本は富士山、富士山は日本だよ」と。

藤本幸二 (岩手大学)

めの防災とは一水害常襲地帯における川辺川ダム反対運動を事例に一」が報告され、全日程を無事に終了しました。

なお、懇親会は一日目の総会終了後、ホテル東日本「末広の間」にて開催され、短い秋を終えつつある不來方の冷たい空気などど吹く風と、昼間の議論の熱をそのまま持ち込んだかのような熱い語らいの場が生み出されていました。

最後に、開催校の視点から全体を振り返れば、岩手大学・弘前大学からの報告者を交え、多種多様な切り口からのテーマ報告が行われたことで、このテーマを岩手において扱うことの意味が前面に押し出された、充実した研究大会となったと感じます。また、自由論題報告を含むすべての報告に対し、会場の参加者との間で熱心な質疑応答がなされ、それだけでなく休憩時間や懇親会の場においても、そこかしこで議論の輪ができるなど活発な意見交換が生み出され、非常に有意義な場をつくりあげることができたと思っております。

各報告者の方々をはじめ、参加していただいたみなさまのご協力のもと、これほどまでに密度の濃い研究大会を岩手大学で開催できましたことを喜ばしく、また誇らしく思います。本当にありがとうございました。

## 法文化学会第16回研究大会について

第16回研究大会を以下の要領で開催いたします。報告を希望される方は、**8月末日までに**、開催校までご連絡ください。大会テーマでの報告者は、叢書に執筆いただくことになっております。テーマにつきましては、叢書第13巻編集についての下記の趣旨説明をごらんください。また、自由報告も予定しておりますので、大会テーマ以外の題目で報告を希望される方も歓迎いたします。

なお、報告希望者多数の場合は、叢書刊行委員会および開催校で相談のうえ、報告者を決めさせていただきますので、予めご承知おきください。

1. 日程: 2013年11月9日(土)午前10時～
2. 会場: 立正大学 大崎キャンパス  
〒141-8602 東京都品川区大崎 4-2-16
3. テーマ: 貨幣と通貨の法文化(仮)

**開催校からのお願い** ご報告をご希望される方は、事務局まで、氏名・所属・連絡先・報告の題目(仮題でかまいません)をご明記の上、上記日付までに、以下のいずれかの要領でお送り下さい。なお、研究大会に関するお問い合わせも以下にてお受けいたしております。

- ・郵便: 〒186-8601 国立市中 2-1 一橋大学大学院法学研究科事務室内 法文化学会事務局
- ・E-mail: [admin@legalculture.org](mailto:admin@legalculture.org)

\* ご報告いただく方には、9月初旬頃に会員連絡用のご報告要旨のご提出をお願い申し上げます。これにつきましては、後日、開催校よりご連絡させていただきます。

### 叢書『法文化 — 歴史・比較・情報』

#### 叢書第11巻の刊行について

法文化叢書第11巻『加害／被害』が5月1日に刊行されました。編集・執筆にご協力くださいました会員の皆様、お疲れ様でした。

#### 叢書第12巻の編集について

叢書第12巻『災害』(編者:小柳春一郎会員)の編集が鋭意進められております。今年度中の刊行を目指して、引き続きご協力を宜しくお願い申し上げます。

#### 叢書第13巻の発刊について

叢書刊行委員会では、叢書第13巻のテーマ

を「貨幣と通貨の法文化」(仮)とすることにいたしました。執筆を希望される会員は、趣旨説明をお読みの上、下記の申込締切日までに学会事務局に題目(仮題で結構です)をご提示の上、お申し込みください。なお、採否は編者とともに編集委員会が決定いたしますので、その旨ご承知おきください。

#### 叢書第14巻の企画募集について

叢書第14巻のテーマを募集しますので、ぜひ叢書刊行委員会までご意見をお寄せください。

## 法文化叢書第13巻『貨幣と通貨の法文化（仮）』原稿募集のご案内

法文化叢書第13巻編集担当 林康史（立正大学）

マネーは、経済学や法学ばかりでなく、歴史学・人類学といった分野においても、貨幣の呪術性や、古今東西の貨幣制度など、古くからのテーマでした。現代では、経済のグローバル化が進み、却って国家とコミュニティの関係が再考されるようになり、フィールドワークのような実践的課題からのアプローチが行われています。また、マネーについての認知を取り扱う行動経済学からのアプローチも盛んです。マネーは、非常に古くからのテーマであるとともに、近時、アドホックなトピックにもなっていると考えます。

さていま、いわゆる「お金」のことをマネーと表記しましたが、それは、お金というモノが世界的（言語・民族）にも歴史的にもさまざまな表現（単語）を獲得してきた（例えば、N.ファーガソン『マネーの進化史』には、ブレット[食いぶち]、キャッシュ[現金]、ドッシュ[ゼニ]、ルート[余禄]、ルクル[上がり]、ムーラー[おアシ]、レディーズ[手持ち]、ホエアウソール[元手]と列挙されていますが、これほどのバリエーションの表現をもつモノはマネー以外にはあまり存在しないのではないかと思います）といったことだけが理由なのではありません。当初、統一テーマとして考えたのは、『貨幣の法文化』でした。世間一般には「貨幣」と「お金」は同等であり、今回のテーマは正しく理解されるでしょうが、しかし、わが国の法律家にとっては、貨幣は硬貨しか意味しないといった厄介な問題が残ります（法律では、通貨とは貨幣及び日本銀行法の規定により日本銀行が発行する銀行券をいうとあり、「通貨＝貨幣＋銀行券」となっています）。しかし、こうした混乱はわが国ばかりの問題ではなく、実は、米国でもカレンシーは通貨を指す場合と紙幣を指す場合があります。つまりは、お金に関する単語は、非常に多能的に用いられるということなのですが、『貨幣の法文化』だと、硬貨のみの印象がある虞があり、『貨幣と通貨の法文化（仮）』とすべきかと考えています。

現金通貨は、法貨（法定貨幣）とも呼ばれ、法律に基づく強制通用力を持ちます。ただし、法律で定められていなくても、一般受容性があれば、通貨は流通しますし、逆に、法律で定めていても、社会的に信認がないと思われれば通用しません。エクアドルやエルサルバドルでは、21世紀になって法貨を廃し、強制通用力を持たない米国ドルを通貨として用いています。また、英国では、スコットランドと北アイルランドの法貨は5ポンド未満のイングランド銀行券と定められていますが、1998年以降、1ポンドの銀行券は取消されており、法貨は不存在です。

当然ながら、法貨は国家主権やシニョレッジ（通貨発行権益）の問題とも関わってきます。この観点から、共通通貨ユーロ（ユーロ成立の法文化）、途上国におけるドル化の進展、通貨偽造（特に外国の通貨の偽造）、いわゆる地域通貨（コミュニティ通貨）、さらには電子マネー・企業マネーを考察することは、理論的問題であり、また、実践的課題でもあります。「貨幣とは何か」（少し対象領域を広げると、利子についての概念の変遷等もテーマとなります）、また、上述のマネーに関する問題・現象を法文化の視座から捉えなおすことは、刺激的で、興味深いことだと思われれます。

このような趣旨で、叢書第13巻を上梓したいと考えています。会員の皆様にも、ご参画ご執筆いただ

きたく、ご案内を申し上げます。

1. 原稿申し込み締切日: 2013年8月31日
2. 原稿提出締切日: 2014年8月31日(締切日厳守、完成原稿を電子媒体で提出)
3. 刊行予定: 2015年7月
4. 原稿枚数: 20,000字以内

## 事務局からのお知らせ

### 新任理事あいさつ

**中野雅紀理事(茨城大学):** 本年度より、理事を拝命いたしました中野でございます。一応、法文化学会の原始会員ですが、幽霊会員であるわたくしが理事の一員となるとは思っていませんでした。しかし、よくよく考えてみると法文化学会の会員も新陳代謝が進み、知らない間に相応な年齢になっているということに気付かされます。本会の面白さは、実定法律学の研究者のみならず多方面の研究者と交流できることにあります。したがって、次の世代にバトンタッチできるまでの「中継ぎ」として貢献できればと考えています。なにぶん不慣れな大役ですが、宜しくご指導のほどお願い申し上げます。

**松本尚子理事(上智大学):** このたび思いがけず理事の任を仰せつかり、久しぶりに、20年ほど前の学会立ち上げの席のこと、とりわけ出発前の北極探検隊のようにわくわくした恩師・勝田有恒先生のお顔を思い出しました。知の冒険を追求するこの学会で、少しでもお役にたてればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

**森光理事(中央大学):** 1998年、法文化学会が設立された時、私はちょうど修士課程の一年生になったばかりでした。当時、中央大学に事務局がおかれ、その運営のお手伝いをさせていただきました。このたび理事に選ばれましたことは大変、光栄であります。まだ尚早ではないかとい

う気もしております。ともかく原点に立ち帰り法文化学会の運営に参画していく所存です。

**出口雄一理事(桐蔭横浜大学):** この度、新たに理事を拝命致しました。これまでも、幹事としてお世話になっておりましたが、引き続き、学会のために微力を尽くさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

### 2011年度会計報告

2011年度の会計(2011年4月1日～2012年3月31日)は、真田芳憲・佐々木有司の両会員に監査をいただき、上記総会にて承認されました。

#### 2011年度 収支

総収入	980,245
総支出	33,646
次年度繰越金	946,599

#### 2011年度 収入内訳

年会費	507,500
前年度繰越金	472,745
大会収入	164,590
計	980,245

#### 2011年度 支出内訳

郵送費	9,240
文具代	2,266
人件費	2,000
第13回研究大会費用	12,000
ドメイン登録料	8,140
計	33,646

### 年会費納入のお願い

学会員各位におかれましては、2013年度(201

3年4月1日～2014年3月31日)の会費(5000円)の納入をお願いいたします。

なお、本学会の年会費5000円には、機関誌である叢書『法文化—歴史・比較・情報』の割引購読料3000円が含まれております。ご不明の点がありましたら事務局までご照会下さい。

郵便振替口座番号:00130-4-659540

口座名義：法文化学会

**\* 年会費納入に関するご注意**

学会会計処理上、滞納額のある学会員が会費を納入された場合、まず滞納分に充当されます。念のため、ご注意を申し上げます。

### 入会の申込について

下記の学会ホームページから、法文化学会入会申込書がダウンロードできます。入会を希望される方にお知らせいただければ幸いです。入会に際しては、大学院修士課程以上の学歴・研究歴(在学中を含む)と、会員による推薦が必要です。必要事項を書き込まれましたら、事務局まで郵送下さい。なお、入会には理事会の承認が必要です。

#### 法文化学会ホームページのご案内

法文化学会事務局ではホームページ [www.legalculture.org](http://www.legalculture.org) を運営いたしております。会員の皆様からご意見・ご要望などをお寄せいただけましたら幸いです。会員のみならず、本学会の活動に関心のある非会員の方々への情報提供の場として、このホームページをご活用ください。